

令和6年第11回大野町農業委員会議事録

令和6年11月5日、大野町農業委員会 会長 目加田 菊次は、第11回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

本日の会議に付した議案

報第19号 農地法第3条の3の規定による届出について

報第20号 農地所有適格法人の報告について

議第31号 農地法第3条の規定による許可について

議第32号 農地法第5条の規定による許可について

議第33号 農用地利用集積計画について

出席農業委員（11名）

1番 末守 吾郎	委員	3番 内田 博人	委員	5番 河本 茂樹	委員
6番 見屋井 美栄子	委員	7番 河野 正和	委員	8番 目加田 菊次	委員
9番 林 和朗	委員	10番 山村 隆昌	委員	11番 野村 茂雄	委員
12番 加納 賢	委員	15番 飯沼 良一	委員		

出席農地利用最適化推進委員（11名）

岡田 松榮	委員	林 竜彦	委員	渡邊 靖	委員	所 勝重	委員
久保田 静真	委員	内藤 昭宏	委員	河田 幸則	委員	小森 富雄	委員
野津 正明	委員	宮嶋 博幸	委員	田代 定	委員		

欠席農業委員（2名）

2番 馬淵 徳次 委員 13番 清水 誠

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 吉村 康弘 係長 高島 伸圭 係 田邊 貢一 係 若原 宏晃
係 青木 哲平

(令和6年11月5日 午前9時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日農業委員の馬淵委員、清水誠委員から欠席届がでていますのでご報告させていただきます。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

〔全員起立－農業委員会憲章唱和〕

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を15番の飯沼良一委員、1番の末守吾郎委員にお願いしたいと思います。それでは報第19号について、事務局より説明願います。

〔係長高島伸圭 報第19号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で302㎡でございます。

2番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。5筆で10,689㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で1,224㎡でございます。

報第19号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第19号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

それでは報第20号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係若原宏晃 報第20号の議案説明〕

○係（若原宏晃）

農地所有適格法人とみなすためには、農地法第2条第3項の4つの要件を満たす必要があるため、確認した結果を報告します。今回の議第33号の農用地利用集積計画について、法人として初めて農地の権利を取得するために審査させていただきました。

〔係若原宏晃 詳細について説明〕

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第20号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

これより審議に入ります。それでは議第31号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第31号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、賃借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は3,486㎡となります。担当推進委員は岡田委員でございます。

議第31号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第31号の1番の案件につきまして、担当委員であります岡田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岡田松榮委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第31号の1番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第31号の1番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第32号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第32号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、太陽光発電設備を建築するために申請されました。担当推進委員は内藤委員でございます。

議第32号については、以上でございます。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（目加田菊次会長）

議第32号の1番の案件につきまして、担当委員であります内藤委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（内藤昭宏委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第32号の1番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第32号の1番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第33号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第33号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、農用地利用集積計画を定めるにあたっては、農業委員会の決定を経ることとなっており、令和6年10月28日付け文書で農業委員会の意見を求められております。令和6年11月30日に終期を迎える利用権の更新及び、新たに利用権を設定する分の農用地利用集積計画です。

今回は個人分といたしまして25件、38,642㎡、中間管理機構分といたしましては361件、585,558.72㎡。合計386件、624,200.72㎡の申請がありました。また、賃貸借を伴うものについては299件503,065.47㎡、使用貸借を伴うものについては87件121,135.25㎡でございます。

こちらは令和6年11月29日公告予定です。公告後の集積面積は大野町全体で583.1haとなり、集積率は51.1%となります。

議第33号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第33号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第33号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については12月5日16時より行います。よろしくお願いします。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第11回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これを持ちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長

目加田 菊次



委員

飯沼 良一



委員

末守 吾郎

